

金融庁外部労働者通報保護委員会の設置に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

金融庁長官 五味 廣 文

金融庁外部労働者通報保護委員会の設置に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、外部労働者通報保護委員会の設置に関する必要な事項を定めることにより、金融庁（証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を除く。以下同じ。）における外部の労働者からの公益通報の適切な処理を確保することを目的とする。

(外部労働者通報保護委員会の設置等)

第2条 金融庁に、外部労働者通報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に、委員長を置き、委員長は総括審議官とする。

3 委員会の委員は、次のとおりとする。

総務企画局総務課長

総務企画局政策課長

総務企画局企画課長

検査局総務課長

監督局総務課長

証券取引等監視委員会事務局総務検査課長（オブザーバー）

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長（オブザーバー）

4 委員長は、必要に応じ、前項に掲げる者以外の者を委員会に出席させることができる。

5 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに随時召集し、これを開催する。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、金融庁に対する外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、以下のことを行う。

一 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報（以下「公益通報」という。）として受理するか否かについての決定

二 法第10条第1項に定める必要な調査の実施に関する総合調整

三 法第11条に定める教示に関する総合調整

四 外部の労働者からの公益通報保護規則（平成18年金融庁訓令第13号）第13条

及び第17条の通知に関する総合調整
五 その他公益通報の適切な処理の確保に必要な事項の総合調整

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、総務企画局総務課及び政策課とする。

(その他)

第5条 前各条に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。